さいたま市告示第1597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関(精神通院医療)を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和7年10月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 辞退した医療機関
 - 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048 (829) 1305

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
有限会社太陽堂薬局	さいたま市浦和区東仲町8-19	令和7年8月31日